

# 同居家族で Stay Hotel 事業 取扱マニュアル案 (事業者用)

2021/2/22

Ver8.0 (随時更新)

要綱や取扱マニュアル等は今後、改訂される場合がありますので、お手数ですが、各手続きの前に最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

## ■目次

1. はじめに	1
2. 同居家族で Stay Hotel 事業とは	1
3. 補助額（割引額）について	3
4. 補助額適用例	3
5. 事業スキーム	4
6. 同居家族で Stay Hotel 事業の申請について	4
7. 事務の流れについて	6
8. 同居家族で Stay Hotel 事業の広告について	8
9. 同居家族で Stay Hotel 事業の利用に係る留意事項	9
10. その他	10

## 1. はじめに

本事業における商品の販売及び補助金の申請については、「同居家族で Stay Hotel 事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）並びに本書を確認の上、実施願います。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

### 事務局連絡先

同居家族で Stay Hotel 事業事務局（沖縄観光コンベンションビューロー内）

沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業振興センター 2階

担当：上原

TEL：098-851-5333

E-mail：[family-stayhotel@ocvb.or.jp](mailto:family-stayhotel@ocvb.or.jp)

### 【本事業への参加条件】

- (1) 別に示す補助金交付要綱に基づき、関係事務を行うこと。
- (2) 誓約書（補助金交付要綱様式第2号）に掲げた取り組みを遵守すること。
- (3) 感染症拡大等に伴う外出自粛等の発令があった場合、「同居家族で Stay Hotel 事業」を一時休止することに同意できること。
- (4) 沖縄県による交付決定額の範囲内で事業を実施することに同意できること。
- (5) 販売実績に応じて補助金を支払うことに同意できること。
- (6) スケジュールに沿った取り組みができること。
- (7) 本事業を遂行するにあたり、県の依頼に対して協力することに同意できること。
- (8) 本書に示す事業内容等に同意できること。

## 2. 同居家族で Stay Hotel 事業とは

同居家族で Stay Hotel 事業とは、緊急事態宣言下において、健康観察をしっかりと行いながら、感染防止対策のとられた県内の宿泊施設において、心身のリフレッシュを図るための『家族で Stay Hotel』の取組を実施する。沖縄県内に住所を有する者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象に、個人及び同居家族の利用に限り、宿泊施設での滞在を基本とした宿泊商品代金へ補助を行うこととします。

### (1) 対象事業者

次の各号を全て満たす者としてします。

なお、県内で複数の施設を運営している場合、施設ごとに申請してください。

- ① 沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサーステッカー・RICCA QR コード付き」）を登録している施設
- ② 業界ガイドラインに沿った体制が整っていること
- ③ 宿泊者が泊まる部屋にはトイレ、風呂が完備されていること
- ④ 同居家族、一部屋が原則で、別の同居家族と同じ部屋にならないこと
- ⑤ 感染防止対策がなされた上で食事の提供を行うこと
- ⑥ 食事のデリバリーを行う場合は、宿泊者とのトラブルを避ける為、店舗名、メニュー、料金を宿泊プランに掲載すること

- ⑦食事のデリバリーを行う場合は、ホテルが食事を預かり、宿泊者がデリバリー後に受け取る形とすること
- ⑧申請施設は、ホームページ内で上記内容が確認できる体制を構築すること

## (2) 対象地域

県内全域を対象とします。

ただし、本島居住者は本島内の宿泊施設の利用のみ、離島居住者は居住する島内宿泊施設の利用に限定となります

ただし、八重山圏域については、圏域居住者に限って圏域内での宿泊施設利用は可とする。

また、宿泊プランの造成・販売にあたっては、宿泊先の各市町村の受入状況を確認の上、実施すること。

## (3) 補助の対象となる期間（補助金交付要綱第6条）

令和3年2月10日（水）宿泊から令和3年2月28日までの宿泊（令和3年3月1日チェックアウト）の宿泊商品の販売とします。

なお、沖縄県が発令した緊急事態宣言の期間に状況より、事業対象期間に変更がある場合があります。2月28日より緊急事態宣言の解除が早まる場合には、解除日の発表日以降の新規の予約を停止することとします。（それ以前に受け付けたものは有効）

## (4) 補助の対象となる宿泊商品について（補助金交付要綱第4条）

県内在住者が沖縄県内の宿泊施設に1泊以上の宿泊を伴い、かつ2食付宿泊商品（宿泊施設のレストラン等での飲食代金を含む）

⇒県内在住者が沖縄県内の宿泊施設に1泊以上の宿泊を伴い、かつ2食付の宿泊商品のうち、次の事項へ対応しているもの。

- ① 本事業が適用されていること並びに本事業の適用前の価格及び本事業による補助金額を消費者が明確に認知できる取組を実施しているもの。
- ② 本事業が適用されている宿泊商品の販売にあたって、宿泊者が県内在住者とその同居家族であることを証明する書類（同居することが証明できる免許証、保険証等の公的書類）をチェックイン時に確認すること。
- ③ 各業界の新型コロナウイルス対応ガイドラインに従い、適切な感染防止対策を取るとともに、「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサーステッカー・QRコード付き）」を取得し、宿泊施設内に掲載すること。

またチェックイン時等に利用者へのRICCA登録とQRコード読込のご案内を実施すること。（以下2点共に実施のこと）

ア) フロント付近等利用者の目の届くところに利用者の「RICCA」登録とQRコード読込のご案内を掲示する。

イ) チェックイン時等にスタッフより「RICCA」登録とQRコード読み込みのご案内の声掛けを実施する。

※なお、利用者の登録については沖縄県からの推奨となることをお伝えいただき、ご対応いただけない場合は、やむを得ないのでご案内のみお願いします。

<沖縄県 HP より 県民等利用者向け説明チラシ>

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/documents/ricca\\_flier\\_r2.pdf](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/documents/ricca_flier_r2.pdf)

- ④ 2食付きの食事は、宿泊施設内のレストラン等、または宿泊施設外の飲食店が調理したデリバリーを提供すること。  
※安全および衛生の観点より、デリバリーについては宿泊施設の従業員がデリバリー事業者から食事を受け取り、宿泊者が受け取ることとする。

### 宿泊施設外の食品営業許可施設が調理した食事の提供について

宿泊施設が宿泊施設外の食品営業許可施設（仕入れ先）から弁当等を仕入れて宿泊客へ提供する場合には、『仕入れ先』がそうざい製造業の許可を取得している必要がありますので、そうざい製造業の許可施設から仕入れてください。

また、食品表示法の一括表示も製造者（仕入れ先）にて行う必要がありますので、仕入れ先へご確認をお願いします。

※提供する宿泊施設側でそうざい製造業の許可取得および食品表示法の一括表示を行う必要はありません。

【本事業において対象となる商品へのプラン名記載について】

補助対象として販売する商品プランの冒頭には、

「同居家族で Stay Hotel」のタイトルを必ず記載してください。

タイトル枠内に入りきらない場合は商品説明備考欄など、利用者に確実に伝わるよう記載願います。

## (5) 補助の対象外となる宿泊商品について

本事業においては次の宿泊商品または経費は、補助の対象外とする。

【対象外の宿泊商品】

- ① 国、県、市町村が宿泊商品代金の全部又は一部に対して補助を行う宿泊商品
- ② 国、県、市町村が他の団体に業務を委託して前号と同様に補助を行う宿泊商品
- ③ 日帰りの商品（デユース利用での商品等）
- ④ 換金性の高い、金券（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）を組み込んだ宿泊商品
- ⑤ もとの宿泊代金を大幅に上回るような宿泊商品  
例：5,000 円の宿泊商品に施設内での飲食 5,000 円をつけて 10,000 円とした宿泊商品等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防対策を目的としたガイドライン等に基づく適切な感染症予防対策が徹底されていない宿泊商品
- ⑦ 予約はされたが、キャンセルされた場合（無断の場合も含む）
- ⑧ その他知事が不適当と認めるもの

## 3. 補助額（割引額）について（補助金交付要綱第5条）

各旅行商品への補助額（割引額）は

1人1泊あたり 5,000 円（補助額の年齢制限なし・税込金額）とします。

※1人1回当たりの連泊は2泊までを上限とします。

※同一人での利用制限は、ありません。

※5,000 円以下の商品は補助対象外となります。ご注意ください。

## 4. 補助金適用例

本事業の対象となる宿泊商品の適用例は以下の通りとなります。

〈例①〉大人4名家族（2名2室利用）の場合

2名1室：9,000 円（1人1泊あたり）— 5,000 円（補助額）＝4,000 円（補助後宿泊代金）

（補助額合計）5,000 円×2名＝10,000 円

（補助後宿泊代金合計）4,000 円×2名＝8,000 円

家族での宿泊で、1人当たりの宿泊代金が異なる場合、宿泊代金は合算せず、それぞれで算出してください。

〈例②〉大人5名家族（2名1室利用・3名1室利用）の場合  
2名1室：10,000円（1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝5,000円（補助後宿泊代金）  
3名1室：8,000円（1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝3,000円（補助後宿泊代金）  
（補助額合計）5,000円×5名＝25,000円  
（補助後宿泊代金合計）5,000円×2名＋3,000円×3名＝10,000円＋9,000円⇒19,000円

〈例③〉大人2名・子ども1名家族（3名1室利用）の場合  
3名1室：9,000円（大人1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝4,000円（補助後宿泊代金）  
：6,000円（子ども1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝1,000円（補助後宿泊代金）  
（補助額合計）5,000円×3名＝15,000円  
（補助後宿泊代金合計）4,000円×2名＋1,000円×1名＝8,000円＋1,000円⇒9,000円

子ども料金が発生しない幼児については、補助の対象外となります。

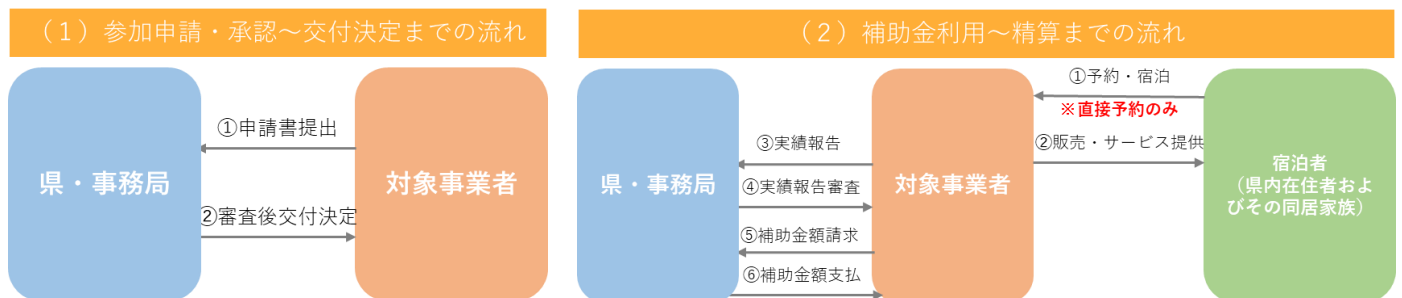
〈例④〉大人2名・子ども2名（うち1名幼児のため無料）家族（3名1室利用）の場合  
3名1室：9,000円（大人1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝4,000円（補助後宿泊代金）  
：6,000円（子ども1人1泊あたり）－5,000円（補助額）＝1,000円（補助後宿泊代金）  
0円（幼児1人1泊あたり）  
（補助額合計）5,000円×3名＝15,000円  
（補助後宿泊代金合計）4,000円×2名＋1,000円×1名＝8,000円＋1,000円⇒9,000円

## 5. 事業スキーム

本事業の事業スキームは以下の通りとなります。

補助対象となる宿泊商品の販売は、対象事業者から利用者への直接販売のみとします。

旅行代理店およびOTA経由での販売商品は、補助の対象外となります。



## 6. 同居家族で Stay Hotel 事業の申請について

(補助金交付要綱第4条)

### 【申請期間】

・第1次申請締切

令和3年2月9日(火) 14:00まで

・第2次申請締切

令和3年2月12日(金) 12:00まで

※参加申請が多数になった場合、申請期間の途中で申請を終了すること  
があることをご了承ください。

### 【申請書類提出先】

**同居家族で Stay Hotel 事業事務局へ次の書類をメールにて提出**  
**提出先メールアドレス：[family-stayhotel@ocvb.or.jp](mailto:family-stayhotel@ocvb.or.jp)**  
**※別途原本での郵送をお願いいたします。**

- (1) 提出時のメール件名：「同居家族で Stay Hotel 事業補助金交付申請(〇〇)」  
※「〇〇」には宿泊施設名等を入力ください。
- (2) 提出書類：
  - ① 同居家族で Stay Hotel 事業参加申請書兼補助金交付申請書  
(補助金交付要綱様式第1号)  
※要押印  
※申請手続きの都合上、補助金交付申請額には上限額の2,000千円の記載をお願い致します。参加申請の状況により、補助金交付額が、申請額を下回る場合があることをご了承ください。
  - ② 誓約書(補助金交付要綱様式第2号)※要押印
  - ③ 旅館業登録票等の写し
  - ④ 「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」の写し(自社分のみで構いません)
  - ⑤ 同居家族で Stay Hotel 事業補助金口座確認書及び当該口座の通帳写し
  - ⑥ 提出書類チェックシート

●関係様式データの入手先

<https://www.ocvb.or.jp/topics/3261>

「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカーについて」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業を実施していくためには、事業所(店舗)等での感染防止対策の徹底が重要です。

そこで、事業者の方向けに、事業者が実施すべき感染防止対策を掲載したチェックシートを作成しました。

チェックシートにある感染防止対策を全て実施していただき、専用フォームから申請すると「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー(以下「シーサーステッカー」といいます。)」を取得できます。

「シーサーステッカー」を店舗等の目立つところに掲示いただくことで、県民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。

**シーサーステッカーの登録・発行方法はこちら** ↓

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/oki\\_corona\\_line\\_oshirase.html?mode=preview](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/oki_corona_line_oshirase.html?mode=preview)



## 7. 事務の流れについて

「5. 事業スキーム」で示した事務の流れは以下のとおりとします。

提出内容	提出書類	提出期限
参加申請に関する書類	①同居家族で Stay Hotel 事業 参加申請兼交付申請書（様式1号） ②誓約書（様式2号） ③旅館業登録票の写し ④「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー（QRコード付）」の写し （自社のみ）	<b>1次提出期限</b> 令和3年2月9日(火)14:00
	⑤同居家族で Stay Hotel 事業補助金口座確認書及び当該口座の通帳写し ⑥提出書類チェックシート	<b>2次提出期限</b> 令和3年2月12日(火)12:00
精算払いに関する書類	①実績報告書 （期間内利用実績内容（累積）を報告） ②実績内訳シート ③精算払請求書	実績報告内容の確定 沖縄県から額の確定通知受領後提出 請求書受領後、1ヶ月以内に口座振込 <b>令和3年3月19日(金)まで</b> 入金は請求書提出後1ヶ月以内に口座振込

### (1) 参加及び交付申請（補助金交付要綱第8、9条）

- ① 対象事業者が参加及び交付申請を行う場合は、「6. 同居家族で Stay Hotel 事業の申請について」を参照。
- ② 沖縄県より、対象事業者に補助金額が明示された交付決定通知書が通知されます。  
（1次申請は令和3年2月9日まで、2次申請は令和3年2月12日までに通知いたします。）  
なお、参加申請を希望する事業者が多数となることが想定されるため、初回の通知では事務局にて調整した金額での通知となります。  
※参加申請が多数になった場合、申請期間の途中で申請を終了することがあることをご了承ください。

宿泊施設の規模の考え方について(宿泊施設実態調査(沖縄県)より)

大規模: 収容人数 300人以上 中規模: 収容人数 299~100人 小規模: 収容人数 100人未満

- ③ 対象事業者は、同居家族で Stay Hotel 事業に沿った商品造成を行い、販売する。  
なお、宿泊商品への補助総額は②の交付決定額内とする。

### (2) 実績報告

- ① 参加事業者は、当該事業が完了したときは、事務局に、次の書類を事業完了後提出する。

参加事業者（宿泊事業者） ⇒ 事務局に提出
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書（様式第3号）※要押印</li> <li>・実績内訳シート（表紙）※要押印</li> <li>・実績内訳シート※別途、メールにて提出</li> <li>・その他事務局が必要と認めるもの</li> </ul>

・精算払いにかかる実績報告

提出期限: 令和3年3月19日(金)

提出書類: ア)実績報告書(販売期間中の全利用実績内容を報告)

イ)実績内訳シート

ウ)精算払請求書(県での額の確定検査完了後に提出)

ア・イ)提出先: 同居家族で Stay Hotel 事業事務局

(一財)沖縄観光コンベンションビューロー

〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2階

[family-stayhotel@ocvb.or.jp](mailto:family-stayhotel@ocvb.or.jp)

ウ)提出先: 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課



- ② 沖縄県は、実績報告の内容を審査の上、補助金交付確定通知書により、補助金の額の確定を参加事業者へ通知する。  
参加事業者は、額の決定通知を受領した後、精算払請求書(様式第6号)を沖縄県へ提出する。
- ③ 沖縄県は、参加事業者からの適正な精算払請求書(様式第6号)を受領した後に、速やかに参加事業者の指定口座に補助金を支払う。(概ね2~3週間程度)
- ④ **(補助金の請求について(重要))**  
補助金の請求について、交付決定通知書に記載された「補助金の額」を上回る請求は出来ませんのでご注意ください。  
※交付決定額を超えて販売したとしても、沖縄県は補助金を支払うことはできませんので、各参加事業者は自ら執行管理を適切にするよう努めて頂きますようお願いいたします。

### (3) 提出書類の確認並びにその他事務局が必要とする書類

- ① 報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。その場合は事務局より参加事業者へご連絡いたします。
- ② 事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。不備や誤りがあった場合は、事務局が指示する期日までに修正をお願いします。
- ③ 期日までに、修正等がなされない場合は、補助金をお支払いできない場合があります。

#### ※各書類の提出先

提出書類名	提出先	提出期限等	備考
実績内訳シート(表紙)	事務局	本マニュアル P8に記載	
実績内訳シート	事務局	本マニュアル P8に記載	
実績報告書	事務局	令和3年3月19日(厳守)	
精算払請求書	沖縄県	額の確定後	別途案内する予定

## 8. 同居家族で Stay Hotel 事業の広告

### ・価格表示について

販売にあたっては、『この旅行商品は、「同居家族で Stay Hotel 事業」の対象旅行商品です。この商品は沖縄県から〇〇円補助を受けています。』という文章と「補助金額提供（割引）前の宿泊商品代金（税及びサービス料を含む）」と「補助金額」を必ず明示してください。

既存商品については、下記内容を記載した書面等を作成し、既存商品の旅行パンフレットに挟み込みや、WEB 商品説明画面等へ掲示を行い、取引条件の一部として取り扱ってください。

【内容例】

### 同居家族で Stay Hotel 事業のご案内

同居家族で Stay Hotel 事業とは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内事業者等の支援のため、2食付きの宿泊を伴う宿泊商品代金に対して沖縄県の補助を受けて実施する事業です。

当社では、●月●日以降にお申し込みのお客様に対し、この補助金を活用して下記の宿泊商品を割引いたします。

#### 1. 対象宿泊商品

令和3年2月10日(水)から令和3年2月28日(日)までの宿泊商品（令和3年3月1日チェックアウト分）

#### 2. 割引額

1人1泊あたり 5,000円（補助額の年齢制限なし・税込金額）とします。

※1人1回当たりの連泊は2泊までを上限とします。

※同一人での利用制限は、ありません。

※5,000円以下の商品は補助対象外となります。ご注意ください。

#### 3. ご注意

①補助金の原資がなくなった場合、その時点で補助金適用は終了となります。

②契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、弊社の規定により取消料を申し受けます。

（以下、取消料を記入）

詳しくは弊社係員にお尋ねください。

〇〇ホテル

二重価格表示にならないよう、対象事業者で確認のうえルールどおりの表示をお願いします。

## 9. 同居家族で Stay Hotel 事業かかる留意事項について

### (1) 商品の販売等について

- ① 交付決定通知に記載の日時から参加事業者は、補助の対象となる宿泊商品の販売が可能です。
- ② 宿泊商品を販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いします。ルールを逸脱した場合、対象外商品とみなし、販売後の実績報告時審査で、補助金のお支払いが出来ない場合がありますのでご注意ください。

### (2) GoTo トラベルとの併用について

本事業の対象となる商品に対して、国が実施する GoTo トラベル事業を併用して適用させることは不可となります。

### (3) 同居家族で Stay Hotel 事業に係る検査と関係書類等の証票について

- ① 沖縄県は、必要に応じて参加事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査をすることができます。（補助金交付要綱第 16 条）
- ② 本事業は国の会計検査院の調査対象事業となっております。
- ③ 以上のことから、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要が無いものについても補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管をするとともに、国や県の求めに応じて、関係書類等の提出を頂くことができます。

※5 年間保管いただく証票類について

参加事業者にて 5 年間保管いただく証票類（データでの保管も可）は以下の通りとなります。

① 宿泊の催行が確認できるパンフレットまたはバウチャー

② 宿泊者名簿

③ お客さまへ発行した以下の内容が記載された書類

宿泊商品名、宿泊利用日、人数、割引前旅行代金、補助金額

例：上記項目が記載されたお客様へのご請求書、販売内訳書、予約確認票、領収書等のいずれか

④ 本事業利用者が宿泊したことが確認できる書類（宿泊証明書、宿泊実績等）

### (4) 不正利用の防止について

- ① 商品を購入して、実際には利用しない、いわゆるノーショウについては対象外。  
※ノーショウとは・・・予約客が連絡も無く現れないこと
- ② 本事業の補助対象は県内在住者およびその同居家族に限ります。各対象事業者の宿泊施設にて、宿泊者全員が県内在住者であり、かつ同居家族であることの確認をチェックイン時に必ず行ってください。  
なお、県内在住者確認については、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）など、本人を確認でき、同一の県内住所が記載されている公的書類での確認となります。
- ③ 利用者による不正利用が発覚した場合、参加事業者は事務局へ通報してください。
- ④ また、参加事業者による不正利用等が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した全ての割引相当額の返還を求めるなどの措置を講ずることとします。

### (5) 本事業の対象事業者が掲載されているホームページ

今後、事務局ホームページ(OCVB 公式サイト内)において、参加事業者する予定としておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

## 10. その他

- (1) 提出書類は内容に相違の無い旨、署名・捺印をお願いします。
- (2) 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
- (3) 制度の趣旨を踏まえ、補助金交付要綱等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- (4) 本マニュアルは要綱を補足してご案内しております。マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。
- (5) 補助金をお客様へ還元せず、参加事業者及び参加事業者の利益とすることは厳禁です。
- (6) その他のご不明な点は、事務局あてお問い合わせください。
- (7) 天災、火災、ストライキ暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、同居家族で Stay Hotel 事業が中止又は一時停止となった場合は、同居家族で Stay Hotel 事業中止に起因する一切の損害賠償について沖縄県又は事務局は負わないこととします。